

行政調査新聞社
 〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三
 TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432
 http://www.gyouseinews.com/
 東和銀行霞ヶ関支店 普通口座 3009607
 キョウセイセイゴウサシンプンシャ(行政調査新聞社)
 社主 松本州弘
 毎月一回 22日発行
 一般購読費.....1ヶ月 1万2千円
 賛助購読費.....1ヶ月 3万円
 賛助会員購読費.....1ヶ月 6万円
 特別購読費.....1ヶ月 12万円

行政調査新聞

平成26年(2014年)

11月号

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

この問題は昭和49年4月1日、すなわち加藤瀧二川越市長の時代、川越市が谷中の農地3反5畝

川越市に対する厳しい投書(平成26年9月30日付)が寄せられた。タイトルは『川越市借り上げ「谷中種苗圃」返還にともなう市税投入問題』。以下、まずはその内容からご紹介したい

行政調査新聞社 御中
 川越市借り上げ「谷中種苗圃」返還にともなう市税投入問題

川越市大字谷中地内の団地先に、市で借り上げていた「谷中種苗圃」を地権者に返還で表土の入れ替え等に市税が多額に使われた様子で関係業者で話題になっています。本物件は5反歩程度の面積を要し、借り上げ敷地内には樹木数十本植栽されていた様子。市の借り上げ目的も釈然とせず以前から住民から疑問視されていたとのこと。時には市で除草剤を散布する姿が見られたようですが、利用されていない土地を数十年借り上げていたようです。ようやく返却に当たり植栽物件を伐採はいきし返還。その際、地内の表土をすべて入れ替え整地を行う膨大な工事となり、多額の税が投入されたとの噂でもちきりです。行政の無駄づかいチェックの点からも正していただきたく一報します。(原文ママ)

川越市「谷中苗圃園」産廃遺棄問題 市が借りた農地に埋められた「産廃の謎」! 「原状復帰」に別事業予算使用の「条例違反」 「産廃」は誰が埋めた?市は真相調査せず隠蔽!

約1050坪・地目(畑)3400㎡、田1000㎡を「谷中地内建設部資材置場」名目で、地権者との間に賃貸借契約を結んだことに端を発する。川越市が借り上げた用地は、平成24年12月31日に賃貸借契約を地権者からの返還要請によって終結するまで、およそ40年間にわたり借地目的に使用されず、いわば用途なき存在であり続けた...

川越市に貸与した農地に埋められていた「産廃」

地権者は本紙に対し、川越市に貸与した農地にガラ(産廃)が埋められていたことについてショックを受けたという。「もうすでに亡くなっている方なので名前は申し上げられませんが、市の建設部と私を仲介した方がいました。その方は「市の関係者」でした...

市の関係者、は、川越市が資材置場を探しているという。地権者と「市の関係者」は親しい間柄であったため、川越市に土地を貸すことにした。

使用目的は建設部の「資材置場」。地権者は川越市建設部と5年間の賃貸借契約を結んだ。当時、地権者は農業以外の仕事を有していたため、家人が耕作している農地を市が借り上げた形となる。「その後、当該地は農地ではなく「雑種地」として課税されました」

農地の貸与後、地権者は市が土地をどのように使用されているかには関心を持たなかった。まして市が土地を悪用するなど、考えもしなかった。「実際に市が当該地を資材置場に活用したのは2、3年であったように思う」

農地を「資材置場」用地として借り上げ、産廃を投棄させた不祥事は、管理不徹底な建設部の責任!

平成24年、地権者は市に土地の返還を求め、返還の理由を伝えた。親戚とともに自身も農作に取り組みたい思いからだった。返還要請後、自分の「土地」に関する噂が地権者の耳に入った。「あの土地にはガラが入っている」というのである。同年10月頃、地権者が「土地」の調査を依頼したところ、相当量のガラが確認された。「産廃

地権者は自身の農地を「資材置場」名目で市に貸与した。「資材置場」用地の管理者は建設部である。「資材置場」用途には機材の搬入等、重量に耐える敷地の整備が必要となる。そのため市は業者に「建設部資材置場敷地整備」の工事を発注する必要がある。こうした業者は、川越市の指名業者である。受注業

投棄」が噂通りであったことに地権者は驚いた。地権者は市に原状復帰を要求。地権者は川越市を「市の関係者」を信じたかった。「市が悪い事をするはずはない...。きつと出入りの業者が市に黙って良土を売り、その後ガラを埋めたのだと考えている」

地権者は当該地の原状復帰に対して満足していない。市の所轄担当者の誠意ある努力は認められたものの、当時と同じような農地に復元することは不可能である。市は畑として使用できるように黒土をいれたのだが、この黒土は乾燥すると軽くなり、強風で舞い上がってしまう。そのため粉塵対策を行わなければならない...。というのが地権者の話であった。

なお地権者は「市の関係者」の氏名を最後まで明かさなかった。



者が発注者の意に反して現場の土を売り、その後産廃を埋めるなど不可能。業者にとっては自殺行為に等しい。

仮に工事期間が2ヶ月以内と仮定しても、1000坪からの敷地を整備しつつ良質な黒土を持ち出し、その後相当量の産廃を投棄

するなどの早業もまた不可能だ。現場には市建設部の監督が工事の進捗状況を監視指導している。

まして仲介者の「市の関係者」との信頼関係によって築かれた川越市建設部との契約である。地権者が川越市を信頼していることはよく理解できる。それゆえ貸し

た土地が、産廃の捨て場にされていた事実に対する地権者のショックは大きい。

受注業者の犯行とは考えられない。あるいは「市の関係者」が川越市建設部の名を悪用し、計画的な産廃の捨て場として地権者の農地を選択した可能性も否定できない。

だが真相がどうであれ、貸与した土地の管理は川越市の責任である。市建設部による現場管理の不徹底が招いた犯罪行為だ。さらにいえば建設部管理者が見て見ぬふりをしない限り、出来る行為ではない。

当時、川越市が地権者の土地近隣に大型施設を建設

農地転用許可手続きの形跡なし！ 40年間も税金を地代に垂れ流した原因は「市の関係者」

公園整備課の話では、地権者からの申し出による土地の返還要請は平成24年2月。同年10月、地権者が「今は農地として使用したいが、ガラがあるとのこと」で調査して原状復帰してほしい旨の要請があった。そこで現地を調査したところ、実際にガラが大量に存在していることが確認された。

この土地がもともと農地であったことは先述の通り。だが本紙が調べたところ、この土地は「農転」、いわゆる農地転用の手続きを一切経ていないことが判明した。

農地を農地と関係のない事業で使用する場合、農地転用許可を必要とする。川越市建設部は、何も知らない地権者に、農転の必要性を伝えて指導しなかったことによるものといえよう。つまり川越市と地権者は

する予定はなかった。それゆえ市が「建設部資材置場」を設置する必要もまた考えられない。「40年の歳月を経た現在、資料が保存されていないため事実関係の一切が不明」(川越市)

接近したのだろうか。地権者に「農地を貸してほしい」と親しく接触できる人物は、地区の有力者以外誰がいるだろうか。地権者は、その人物を「市の関係者」と呼ぶものの、氏名を明かささない。「土地」の賃貸借契約は、実に不自然な流れの中で取り決められたことになる。

40年もの間、違法行為を続行したことになる。

当時の川越市農業委員会事務局長は川崎文夫氏。「川崎天皇」といわれたほどの、農業部門に関するオーソリテイであり、川崎氏の卓越した見識と指導ゆえに、埼玉県からも「川越市の農業委員会は県下において一番充実している」と評価を受けていたほどののだ。「駄目なもの駄目」という何者にも臆さない、農業に関する明白な理論を有した潔白な人物でもあったため、地元不動産業者からは、融通のきかない「鬼の川崎」とさえ呼ばれ恐れられた人物であった。是々非々の人だった川崎氏は、理にかなわぬことに関しては、相手がいかなる有力者であっても答えは「ノー」であった。

農地転用に関する窓口は農業委員会である。川越市

の大切な農地を川越市の資材置場にするなど、農地転用の理由にはならない。資材置場なら他にいくらでも設置場所はあるのだ。農地を資材置場に変えなければならぬ「確たる根拠」が必要だった。その根拠なくしては、貸し方も借り方も農地転用許可を農業委員会に申請できなかったはずであり、事実されていない。

だが、さすがに当時の市建設部も「農地のままで『資材置場』の使用続行はまずい」という認識は抱いていたようだ。

そのため地権者から借り上げた農地は「雑種地」に切り替えている。なぜ農地転用しなかったのか。市が土地を借りた理由とは、結局のところ「市の関係者」の個人的使用のためだったのか。あるいは「市の関係者」と建設部トッ

プとの親密な関係で、借り上げた用地を両者の利益を生むために活用したのだろうか。

ならば「市の関係者」は建設部を利用して強引に事を進めたことになる。相当なメリットがあった、と思わせるに十分なほど危険な行為だ。あくまで産廃投棄の主役は、地権者と建設部を結んだ「市の関係者」である。建設部を主導できる立場、いわゆる市の上層部に在席する者以外には考えられない。

この人物は、何者から産廃投棄の示唆を受けた、とも言うのだろうか。農地の一時貸しは、3年以内ならば農転申請は不用だ。だが川越市の場合、地権者との契約は5年であった。地権者は「資材置場」としての使用は2、3年ぐらいたったと述べたが、川越市は何らかの理由により、昭和49年に結んだ契約を継続し、昭和54年4月1日に地権者との間に再契約している。

この時点で所轄が建設部から都市計画課に移行。またこのとき名称を「谷中地内建設部資材置場」から「谷中種苗園」に変更している。なぜ地権者との契約を当初の5年で終了しなかったのか。産廃の投棄を隠し通すための契約の続行だっ

「謎の事業変更」…なぜ「資材置場」が「植栽事業」に？ 真実の解明から逃げた川合市長

た、という理由以外、考えられないのである。

契約の続行は、年月が移り変わるうちに慢性化する。

やがては取るべき責任の所在さえ霧散する。

「資材置場」の為に借り上げた土地が、ガラの捨て場としての活用が終了した以後、当該地の所轄が変わる。「資材置場」から植栽事業へと当該地使用の条件が移行したのは先述のとおりだが所轄が建設部より都市計画課(当時)に移行した理由がまったく見当たらないのである。

「資材置場」として5年間の契約の途上に、苗木の植栽事業が綿密な計画のもとに企画されたとするならば、企画文書等の総合的資料が所轄に残されていないならばならない。だが新事業の開始を立証する基本的資料も皆無なのである。川越市が虚偽の企画を練り上げ、実態のない「植栽事業」を長年にわたり、形の上での積み重ねてきたのだ。昭和54年、再度締結された契約書には、「種苗園」との名称のみが記載されていた。やがてこれは「苗圃園」に変更された。「土地」は、内実ないまま平成24年まで惰性的に市が管理してきたのであった。つまり、40年の長きにわたり、川越市は無駄な地代を払い続けたの

「谷中苗圃園」という実務の伴わない市の借地がそこにある、というだけのことだったのだ。川越市が地権者から土地の返還を求められたのは平成24年2月。これに応じ、市は平成24年12月31日地権者との契約を打ち切り、借地を地権者に返還した。この時点で地権者と川越市の関係は終了した。だが返還の2ヶ月前、地権者は所轄担当者当該地と呼び、産廃投棄の実態を指摘。川越市に対し、当該地の原状復帰を要求した。そして市は産廃の存在を確認、原状復帰対策を実行した。本紙は川越市の原状復帰を否定するつもりはない。だが「資材置場になぜ産廃が投棄されていたのか」

ば事実、誠意を尽くしたと評価できよう。だが以後の工務対策は、すべて条例違反に該当することを本紙は懸念する。まず市の執行上層部は、公園整備課による原状復帰に関する措置に際し、きちんとした方針を示すべきである。「資材置場」になぜ産廃が大量に投棄されたのかに疑問を持ち、調査のち原状復帰しなければならぬ。しかし彼らは現状を無視した。所轄に原状復帰のすべてを預けたまま、上層部はこの件に横を向い

た。以後すべては所轄の責任に帰することになる。なにより、建設部が借地した「建設資材置場」用地に産廃廃棄物(ガラ)が出た、という重大な問題に一言も触れていないのだ。無神経と言うべきか、行政機関の信用を大きく問われる事件である。ためらうことなく調査部門を設け、過去にさかのぼる徹底した調査の手を打つべきであった。しかし現行行政が実際にやったことといえば、議会(市民)に隠蔽したままの、最も短絡的な解決の道だった。

違反だらけの「原状復帰」 隠し事のオンパレード

川越市は40年にわたる契約を平成24年12月31日に終了することになったのだが、地権者より「当該地にガラが出ています」と平成24年10月に原状復帰を要請されたことを期に翌月、平成24年11月22日、平成26年3月14日の間に谷中地内苗圃園跡地の原状復帰(農地)を終了し、ひとまず地権者の要請を満たした。

調査する時間は充分にあつたはずだ。調査の結果を平成25年3月議会に向け、事実関係のすべてを報告することが行政として当たり前のプロセスであった。そして予算を計上し、審議を経て予算化された資金により、堂々と原状復帰に従事しなければならなかった。現行政はこのすべてを省いた。いや、隠蔽したのだ。

使用目的に不必要な「資材置場」等の返還にあたり 谷中苗圃園跡地原状復帰工事にも なう川越市の条例違反

また当該地の産廃の撤去については、耕作に支障のない深さまで撤去し、それ以下は土中に残存している。

市が工事や物品購入などに必要な資金を使用するに
はまず、施行すべき工事や物品に対して、いくら必要なのかを予算化し、議会に諮って審議を重ねる。この

だが川越市は「谷中苗圃園」跡地の整備事業に対し正規の予算を組んでおらず、この原状復帰事業は一切、市議会を通していない。なぜ苗圃園跡地に産廃廃棄物が埋められていたのか、

「苗圃園跡地の原状復帰事業」の概算は約1000万円。返還時の植栽物件の伐採・産廃廃棄物の処理・表土の入れ替え・整地等、別工事の工事名および費用は表のとおりである。

審議を通過してはじめて、市は予算化した金額を使用することが可能となる。当然のことである。谷中苗圃園を地権者に返還する際、苗圃園内におい

『谷中苗圃園跡地原状復帰工事概要』

- 1) 樹木伐採：130万円 谷中苗圃園樹木伐採工事
工期：平成24年11月22日～平成24年12月28日
- 2) 土地整地：90万円 谷中苗圃園整備工事
工期：平成24年11月22日～平成25年1月31日
- 3) ガラ撤去：57万円 谷中苗圃園耕地復旧工事
工期：平成25年2月27日～平成25年3月27日
- 4) 谷中苗圃園内表土搬出(1,000㎡)：200～250万円(市のおおよその概算) ながわし公園土搬出工事
工期：平成25年11月22日～平成26年3月14日
(注：谷中苗圃園からの表土搬出は、ながわし公園土搬出工事の抱き合わせの工事である)
- 5) 良質土敷き均し：120万円 谷中苗圃園跡地整地工事
(注：ながわし公園土搬出工事の追加工事として施工した)
工期：平成26年2月24日～平成26年3月14日
- 6) 良質土購入(1,000㎡)：390万円 良質土販売業者による搬入

総工事費用合計 987～1,037万円

て立木伐採・整地・産廃撤去工事が施工されている。この工事の内容は「谷中苗圃園樹木伐採工事」、「谷中苗圃園整備工事」、「谷中苗圃園耕地復旧工事」として、契約課を通さずそのまま公園整備課にて単独入札を行っている。「金額が少額のため、契約課を通さずに入札を行った」というのが所轄部署の説明である。また、この少額入札は「見積り合わせ」と呼ばれていた。

この「見積り合わせ」を所轄では「簡単な入札を行った」と表現している。そして、この工事の原資は「公園整備課内の工事予算より少しずつ掻き集め、谷中苗圃園返還にともなう工事予算に組み上げた」と市側は述べている。表面的には、公園整備課内で努力し、地権者のために原状復帰に尽力したように聞こえる。だが通常の公務では許されない行為であることには変わらない。議会に諮った予算ではなく、議会を通さずいまま秘密裡に行った「尻ぬぐい行為」であり、条例違反行為だ。

谷中苗圃園の表土を30cm掘削し搬出する工事は、契約課を通し入札を執行した「なぐわし公園土搬出工事」予算の中に組み込まれた。この「なぐわし公園土

搬出工事」は、もちろん議会を通過し予算化された工事。「谷中苗圃園」とは無関係なものだ。

したがって「谷中苗圃園」の農耕に不適な表土を搬出する工事は、正規に予算化されていない、承認されていない工事予算で施工された。予算を別途目的に使用した、不正工事である。

また、「なぐわし公園土搬出工事」の追加工事として当該工事を落札した業者は「谷中苗圃園跡地整地工事」をも施工している。この工事に関しては、「谷中苗圃園」の表土30cmを掘削した敷地内に、新しく市が購入した良質土を敷き均す工事であった。前述のとおり、この工費も「なぐわし公園土搬出工事」のために予算化した予算を、別事業である「谷中苗圃園跡地整地工事」として振り替えて使用している。

議会でも承認された予算は、議会でも諮ったとおりの内容で使用しなければならぬ。しかし、この谷中苗圃園返還にともなう工事には、他の事業費から掻き集めるという強引な手段で行われた。本来、予算化されていない事業に対して予算を支出するなど、違反行為以外の何物でもない。

良質土購入に関していえば、これは工事の部類ではないものの、やはり所轄が確保する原材料費から客土として購入した。

客土は砂利と同じ扱いであるため、客土として原材料費で購入することができるといのが所轄の回答であった。しかし客土として購入できることは理解できるが、「谷中苗圃園」という借地返還の一連の作業に必要な資材として購入したものである以上、所轄の言い分は通らないと判断する。

執行部は、谷中苗圃園返還にともなう跡地の整備事業の資金を必要とした。ならば、谷中苗圃園に対しての予算を議会に諮るべきであった。平成24年12月20日に谷中の借地に産廃の存在を所轄が確認した時点、原状復帰に相当な工費が掛かることを理解したはずである。契約の締結は平成25年3月末日。3ヶ月以上の日数があつたのだ。予算を組み3月議会に諮れば、議会を通過した予算をもって正式な入札を通し、契約締結を延ばしてでも堂々と農地の原状復帰の業務が遂行できたのだ。

その間、地権者に事情を説明し了解を得ることも可能だったろう。だが実際はそうしなかった。11月後半から返還にともなう工事費用を別途予算

から掻き集め、議会を通さず原状復帰工事を行ったという事は、すなわち借地返還事業の隠蔽を前もって計画していたことになる。

問題は、この姑息かつ陰湿な手段を、いったい誰が所轄に命じたか、にある。

執行部は当該地に産廃が現出したことで、これら事態の解決の整備予算を議会に諮ることを躊躇し、隠蔽行為に走ったのであろう。

議会に隠すことは、市民に物事を明らかにしないことと同じである。これが現在の川合行政の根本的体質なのだ。繰り返すが予算化されていらない事業に対し、まったく異なる他の事業の予算を削り、工費に充てる行為は条例違反に該当する。

こうした行為は、公園整備課一任の範囲で可能とする限界を越えるものだ。所

轄がすべての責任を被るものでもない。また、被せるなどのことは慮外の行為であると言わねばなるまい。本紙は思う。川越市行政は40年以前より現在まで、その隠蔽体質の点で一貫している。

当該地に対する尻拭いに投下された税金の不正支出の総額はおよそ5000万円となる。

善意から当時の川越市に農地を貸与した谷中の地権者。その被害に思いを重ねつつも、「産廃」をめぐる原因追及、調査に対しあまりにも無責任な行政対応。本紙はここに過去・現在の状況を市民に示し、現行政に強く反省を促す。とともに、地権者の現在ある立場を紙面に掲げたことについて、深くお詫びする次第である。

川越行政は… 現在も… 市民不在だ！ 過去も…

行政業務の推進は、過去より現在に至るまでの事業に関する経緯・経過等、必要欠くべからざる記録を踏まえつつ、市民福祉の向上のため事業を展開、あるいは継続するものと認識している。行政は、市民に対する背信行為は働かないことを前提として信じて、奉仕の精神をもって日々市

民の福祉向上を目的に活動する機関であると考え、市民は信頼感を抱いている。本紙も川越市行政機関に対し、そうであってほしいと念願する者の一人だ。このたびの投書に関する調査を進める段階で強く感じたことは、市民への背信行為を重ねつつも、それを糊塗する過去の体制。それ

らの不祥事に蓋を閉じ、原状復帰のために必要な予算を議会に通さず、所轄内で工事費用を不正捻出した。極めて明朗を欠く所轄一任の上層部の姿勢に、またも市民不在の再生産を繰り返した現行政の「市民不在」を確認したのである。

当該問題を議会に諮らず意識的に隠蔽を意図した姿勢、こうした陰湿な行政上層部の性格は、職員に無力感を与え、やがては無気力主義が庁内に蔓延し、職場全体の弛緩となる。行政の目的である市民のための福祉向上を目指すどころか、それと逆行するものとなる。


この責任は行政統括者たる市長の責任にすべて帰するのだ。

当該問題が浮上した段階で、行政側は徹底した調査をもとにした資料を議会に上げ、審議し市民の代表者による結論によって、すべてを措置しなければならなかった。

こうした段階を除去した行為は、現川合行政がいかに後退しているかを如実に物語っている。

行政あつての市民ではなく、市民あつての行政であることの認識に目覚めぬ限り、現行政の首長は、市民の負託に応える立場には適さないことを、すでに市民は理解しているはずだ。■

200万人の読者が見ています！
ビッグニュースが盛り沢山
「インターネット行政調査新聞」
<http://www.gyouseinews.com/>



行政調査新聞では
市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
行政調査新聞社
TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432